

# 第5弾 三鷹商工会では新型コロナウイルス 対策の支援制度等をご紹介します。



新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい経営状況に置かれている事業者様向けの支援制度を、ご紹介します。対象となる事業所様は、新型コロナウイルスに負けない環境作りのために、ぜひご活用ください。

今回ご紹介する支援策は（１）月次支援金（国）、（２）月次支援給付金（東京都）、（３）「コロナに負けない環境づくり補助金」（三鷹市）、（４）営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金、（５）休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金です。

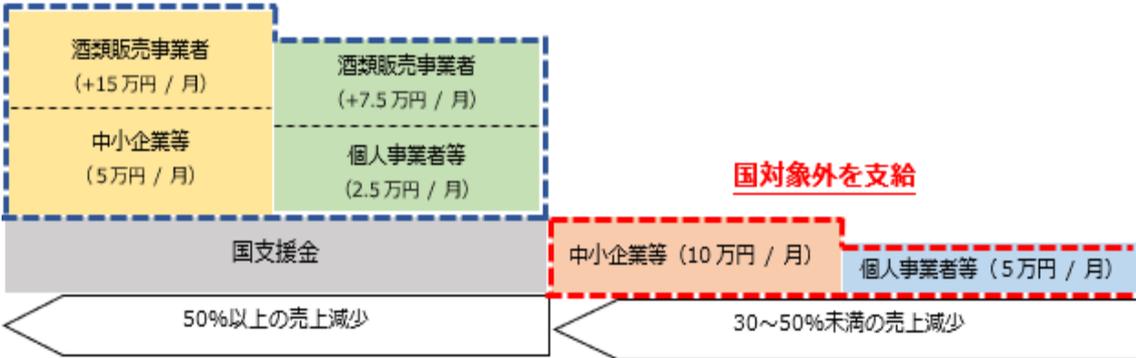
## （１）月次支援金（国）

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に支援金が給付されます。

給付額	中小法人 上限20万円、個人事業者等 上限10万円 給付額 → 2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上
給付対象	①緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けていること。 ②緊急事態措置・まん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて、売上が50%以上減少していること。 ①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。
申請期間	4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日
手続きの流れ	①アカウントの申請・登録 ⇒ ②登録確認機関で事前確認 ⇒ ③月次支援金ホームページより申請 <a href="https://ichijishienkin.go.jp">https://ichijishienkin.go.jp</a>
必要書類	①履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人事業主） ②收受日付印のついた2019年、2020年の確定申告書類の控え ③2019年1月から2021年対象月までの売上台帳、請求書、領収書など ④2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳 ⑤宣誓・同意書（ホームページからダウンロードできます）

## (2) 月次支援給付金（東京都）

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上額が減少した都内事業者の事業の継続・立て直しに向け、東京都が月ごとに給付金を支給します。

給付額			2019年または2020年の基準月の売上 －2021年の対象月の売上	
			50%以上減少	30%以上 50%未満減少
	中小企業等	酒類販売事業者	上限 20万円/月	上限 10万円/月
		その他の事業者	上限 5万円/月	上限 10万円/月
	個人事業者等	酒類販売事業者	上限 10万円/月	上限 5万円/月
その他の事業者		上限 2.5万円/月	上限 5万円/月	
<p>※月ごとに売上高の減少額に応じて給付額を決定（定額給付ではありません。）          ※対象月：2019年または2020年の同月比で、売上が30%以上減少した          2021年4・5・6月          ※基準月：2019年または2020年における対象月と同じ月          【月ごとの給付イメージ】</p> <p style="text-align: center;"><b>国支援金に加算</b></p>  <p>図説：国支援金に加算される給付額と対象外の給付額を示す。50%以上の売上減少には、酒類販売事業者（+15万円/月）と中小企業等（5万円/月）が加算される。30%～50%未満の売上減少には、酒類販売事業者（+7.5万円/月）と個人事業者等（2.5万円/月）が加算される。国対象外（支給されない）は、中小企業等（10万円/月）と個人事業者等（5万円/月）である。</p>				
申請要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 都内に本社・本店のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等であること（業種を問いません）</li> <li>2) 都内に本社・本店のある酒類販売事業者であること</li> <li>3) 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること</li> <li>4) 2021年の4・5・6月における各月売上額が2019年または2020年の同月の売上額と比べて30%以上減少していること</li> <li>5) 今後も事業の継続及び立て直しのための取組みを実施する意思があること</li> </ol>			
申請期間	申請開始 令和3年7月1日（木）【注】 申請期限 令和3年10月31日（日） 【注】特例（新規開業、合併等）の申請開始は7月20日（火）となります。			
申請方法	(1) オンライン申請 <a href="https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp">専用ポータルサイト (https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp)</a> から申請できます。			

	<p>(2) 郵送申請 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、以下の宛先にご郵送ください。 (消印有効) 【宛先】 〒111-8691 浅草郵便局 私書箱：121号 東京都中小企業者等月次支援給付金 申請受付 宛</p> <p>★詳しくは、<a href="https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp">東京都中小企業者等月次支援給付金ホームページ</a> (<a href="https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp">https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp</a>)をご覧ください。</p>
必要書類	<p>①国の月次支援金の給付通知書の写し ②申請書(様式第1号) ③令和3年の対象月の売上台帳等の写し ④收受日付印のついた2019年、2020年の確定申告書類の控え ⑤履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人事業主) ⑥振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し(通帳等) ⑦誓約書(様式第2号) ⑧酒類販売業免許通知書の写しまたは酒類製造業免許通知書の写しなど *売上の減少率に応じて必要書類が異なります。ホームページでご確認ください。</p>

### (3) 「コロナに負けない環境づくり補助金」(市)

三鷹市内で事業を営む中小企業が感染症に負けない環境をつくる対策として実施する、ソーシャルディスタンスの確保等衛生環境整備の取組(事業所等へのパーテーション設置、二酸化炭素濃度測定器の設置等)に対し、3分の2(上限10万円)を補助します。

- 申請書類**
- ・交付申請書、・確定申告書(個人はB表、法人は別表第一)の写し
  - ・令和2年度(法人は直近年度)市区町村民税の納税証明書
  - ・事業所の住所が分かる資料(パンフレット、ホームページの写し等)
  - ・対象経費の支払い明細が証明できる書類の写し(レシート、領収書、契約書等)
  - ・工事や設備の導入の様子、PRの内容等がわかる写真や文書等

**申請期限** 令和3年8月2日から令和4年1月14日まで(郵便の場合は消印有効)  
\*詳細は三鷹市のホームページをご確認ください。

### (4) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、休業や営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける、中小の飲食事業者等に協力金が支給されます。現在、次の要請期間の対象分が申請受付中です。

(①令和3年5月12日から5月31日分、②令和3年6月1日から6月20日分)

支給額	一店舗当たり80万円～400万円*店舗数、店舗の売上高に応じて異なります。
対象事業者	東京都の営業時間短縮要請を受けた、特別区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等
休業又は時短営業時間	夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、休業または朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮した場合

協力時短営業 期間	要請を行う全期間（①令和3年5月12日から5月31日まで、②令和3年6月1日から6月20日）において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
申請方法	（1）オンライン申請 専用ポータルサイト ( <a href="https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/may1/index.html">https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/may1/index.html</a> )から申請 できます。 （2）郵送申請 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、以下の宛先にご郵送ください。 （消印有効） 【宛先】 〒174-8790 日本郵便株式会社 板橋北郵便局 私書箱 24 号 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年5月12日～5月31日 実施分、令和3年6月1日～6月20日実施分）申請受付 宛
その他	ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと 「コロナ対策リーダー」を選任し登録していること

### （5）休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、令和3年5月12日から31日までの間、休業の協力依頼に全面的にご協力いただき、感染防止徹底ステッカーを掲示していただく都内の中小企業、個人事業主等に支援金が支給されます。現在、令和3年5月12日から5月31日実施分が申請受付中です。

支給額	一施設当たり2万円/
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都の休業の協力依頼等に応じて、令和3年4月25日から5月11日までの全期間※休業し、全面的にご協力いただいていること</li> <li>「休業の協力依頼の対象施設」、「映画館の特例」又は「無観客開催要請対象施設の特例」のうち、それぞれ定める要件を満たす事業者であること</li> <li>対象となる施設、テナント店舗が、令和3年4月24日以前に都内で開店しており、営業の実態があること</li> <li>中小企業等※1（みなし大企業※2は除く。）に該当すること</li> </ul>
休業の協力依頼の主な対象施設	商業施設（サービス業）：ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、ペット美容室（トリミング）など。詳細は、【4月25日から5月11日まで】お問い合わせの多い施設一覧   東京都防災ホームページよりご確認ください。 ( <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp</a> ) *なお、飲食店は除く
申請方法	（1）オンライン申請 専用ポータルサイト ( <a href="https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/may1/index.html">https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/may1/index.html</a> )から申請できます （2）郵送申請 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、以下の宛先にご郵送ください。（消印有効） 【宛先】 〒134-8790 日本郵便株式会社 葛西郵便局 私書箱 18 号 休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（令和3年5月12日～5月31日実施分）申請受付 宛
その他	ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと



ご不明な点は、三鷹商工会経営相談窓口 (☎0422-29-8630) まで問合せください

※記載事項につきましては、  
令和3年7月30日現在の  
情報です。国・都・市の各 HP  
でご確認ください。

お問い合わせ先  
三鷹商工会 三鷹市下連雀 3-37-15  
電話 0422-49-3111